

社団法人 東京都個人タクシー協会会報

平成18年5月発行 No.383 毎月1回発行

発行所 東京都豊島区巢鴨1-12-1
冠城園ビル6階
電話(03)3947-1461(代)
社団法人東京都個人タクシー協会
教育広報委員会
発行責任

都内個人タクシーの現況(平成18年5月1日現在)
・許可台数
特別区、武三交通圏 18,180台
南多摩 275台 北多摩 172台
・傘下事業者台数 18,488台

平成17年度事業報告 一部抜粋
現状を打破し、更なる発展を目指す

車両数減少に 歯止めをかけるために

規制緩和以降、法人業界は大幅に車両数を増やしたのに対し、個人業界はこの4年間で約800両減少。この1年間では261名減で、年度末現在18,488人となりました。今後はこの格差が拡大していくことは必至です。

この減少傾向に歯止めをかけ、事業者数を維持し、利用者レベルの高い個人タクシーの存在感をアピールしていくことが、今何よりも求められます。本年度の東京の新規許可者は388名で前の年より152名も減りました。高齢者雇用安定法の施行により法人業界からの流入が狭まる中で、各会員団体には申請者の確保に努めていただくとともに、個人タクシーの営業面における優位性を広くアピールしていくことに加え、行政に対して資格要件の緩和について強く要望していかなければなりません。

運賃値下げスパイラルの 回避を目指す

東京業界においても運賃の多様化が徐々に進行してきまし

た。法人業界では無線グループを中心に大口顧客に対する深夜早朝の運賃を10〜12%割り引く事業者が180余社、さらに各種の遠距離割引に加え高齢者割引等も一部で導入され、かなり多様化しつつあります。

今後はサービス面での競争に加え、運賃・料金面における競争の激化も避けて通れません。個人業界は冷静に全体の動向を見据えつつ値下げスパイラルの回避に努め、一体となつて的確に対処することが重要です。

個人タクシー 信頼回復への取り組み

社団法人全国個人タクシー協会の策定した「サービス向上推進5カ年計画」に則り中核リーダー養成のための研修会を開催。東京からは95名が中核リーダーの認定を受けました。

社団法人東京都個人タクシー協会においては、前年度に整備した街頭営業適正化指導規程を活用して営業現場の適正化に努めました。

利用者の信頼回復への取り組みとして、苦情申告に対する懇切な対応も重要なことです。平成17年度中の苦情等総件数は294件、前年度より59件増えま

した。また、増えすぎたタクシーの待機問題が行政や自治体とりわけ所轄警察署には連日のように苦情要望が入り、業界も是正対策会議や街頭指導に大いに汗を流した1年でした。

事故防止・安全確保は 最大の使命

当協会での昨年の死亡事故は6件で直近の2年を上回りました。

(社)全協では安全運行指導員制度の導入が計画され、誠に時宜を得たものですが、導入後の明確かつ具体的な実効を検証できる仕組みも盛り込む必要があります。

一昨年から参加した警視庁主催「セーフティドライブバーコンテスト」には80組400人が参加。結果は40組が無事故無違反を達成し、達成率では前回を上回りました。

成果をあげた 「利用者感謝の日」広報活動

昨年12月13日に「利用者感謝の日」PR活動として、当協会として始めて業界の現状、運賃、マスターズ制度等の説明チラシを作成し、アンケート調査を兼ねた抽選付きハガキと記念品をセットして、中核リーダー77名に出勤願ひ、都内の主要12駅でタクシー利用者等2,000人にこれらを配布しました。

取率で、当選者は会報やホームページに掲載し、それぞれの景品をお送りしました。また、いただいた貴重な意見は今後の事業運営の参考として活用する等、一定の成果をあげました。

団体をあげて 健康管理を

事業者の健康管理について、本年度も健康診断の実施状況や結果を調査しました。死亡原因で突出しているのは痛であることとを踏まえ、要再検・再診者に受診の指導とその後の健康管理について、団体をあげて強力な指導をお願いします。各団体の健康管理に格差があることから、本年度から団体別の取り組みの一部を公表し、今後はさらに拡大を検討したいと考えています。

死亡給付を内容とした共済事業については、昨年7月から拠出金を月額300円に減額し負担を軽減、繰越金を有利に運用すべく1億5千万円で国債を購入しました。さらに給付申請に際し、給付細則の一部改正を行い、簡素化と給付の迅速化を図りました。

組織運営、 業界の展望

平成11年に「組織運営見直し特別委員会」を立ち上げ、平成13年には課題を具体化するため「組織運営改革実行特別委員会」を設置。残されていた「各種会議の運営について」の最終答申を昨年7月27日に答申し、その役割を終えました。

このほかにも個人情報保護方針及び取り扱ひの制定、街頭営業適正化指導規程、街頭営業適正化実施要綱、個人タクシー事業者研修会実施要項、表彰規程及び許可等申請事務取扱要領等の一部改定を行なう等、実態に即したルールや事務手続きの簡素化に努めました。

国土交通省も昨年10月、交通政策審議会に「タクシーサービスの将来ビジョン小委員会」を設置。個人タクシー業界から原会長が委員として参画し、「サービス向上推進5カ年計画」「安全運行指導員制度」など基本姿勢を説明するとともに、リース制や企業内個人タクシーについては否定的な考え方を示す一方、乗務員の登録業務に際し周辺地区との横のつながりを求めたほか、法人業界の高齢化に鑑み、年齢制限の必要性も言及しました。委員会は6月下旬を目途に最終報告案をまとめる予定。最大の関心を持って注視していく必要があります。



第11回理事会の焦点

法人との協力体制、駐車違反取締り変更
当業界の対応に注目が集まる

第11回理事会は、5月23日(火)午後一時から協会大会議室で、理事定数28名中28名の出席をみて開催されました。

原会長からの冒頭の挨拶は、次の3点です。まず各団体の総会時期で役員交替が進む中、ご勇退される方への慰労と感謝を、また留任される方へは変わらぬ活躍に期待する言葉を述べました。次に警視庁主催「セーフティドライバークンテスト」の総括、そして「タクシースサービスの将来ビジョン小委員会」の中間報告がありました。

本題である「報告事項」は14項目、「通達」3項目、「議題」6項目と、議案数が多く密度の濃い本理事会でした。各理事の積極的な参加と協力により、無事に終了。第27回通常総会提出議案に関する件、第27回通常総会等スケジュールに関する件、第27回通常総会における来賓者に関する件、平成18年度スローガンに関する件、(社)東京都個人タクシー協会表彰規程に基づく役員等表彰に関する件、(社)全国個人タクシー協会関東支部代議員選任に関する件など6項目の「議題」はすべて満場一致で可決承認されました。



冒頭の挨拶を述べる原会長。議案数が多く、密度の高い理事会となりました。



平成17年度
決算報告

第2回財務委員会について

平成18年5月16日(火)午後1時から第2回財務委員会を開催し、平成17年度収支決算及び、平成18年度収支予算に関する審議が行われました。

平成17年度の収支決算については以下の通りです。

一般会計
正味財産が1724万7999円増加しました。
共済会計
給付について、死亡者が前年対比16名増加の158名。
正味財産が1029万9358円減少しました。

収支計算書総括表

平成17年5月1日から平成18年4月30日まで (単位:円)

科目	合計	一般会計	共済会計
I 収入の部			
会費・掛金収入	213,982,000	143,401,100	70,580,900
事業収入	7,083,000	7,083,000	0
印刷物配付収入	2,201,180	2,201,180	0
受取利息	729,248	383	728,865
雑収入	200,000	200,000	0
当期収入合計(A)	224,195,428	152,885,663	71,309,765
前期繰越収支差額	305,883,599	48,501,741	257,381,858
収入合計(B)	530,079,027	201,387,404	328,691,623
II 支出の部			
研修事業費	19,612,731	19,612,731	0
適正化事業費	22,013,025	22,013,025	0
教育広報事業費	11,515,492	11,515,492	0
統計事業費	6,806,489	6,806,489	0
経営改善事業費	8,034,993	8,034,993	0
安全サービス事業費	11,040,498	11,040,498	0
事務代行事業費	14,585,777	14,585,777	0
管理費	39,473,659	39,473,659	0
特定預金支出	51,056,741	51,056,741	0
共済給付金	74,675,000	0	74,675,000
未払給付金	6,695,000	0	6,695,000
支払手数料	56,385	0	56,385
有価証券利息支出	182,738	0	182,738
固定資産取得支出	148,860,000	0	148,860,000
当期支出合計(C)	414,608,528	184,139,405	230,469,123
当期収支差額(A)-(C)	△ 190,413,100	△ 31,253,742	△ 159,159,358
次期繰越収支差額(B)-(C)	115,470,499	17,247,999	98,222,500

平成17年度 セーフティドライバークンテスト結果報告

達成率が
下回る結果に

期間:平成17年10月1日から平成18年3月31日まで
参加者:80組400名(5名1組)

達成者:40組200名(反者349名)

一昨年から参加している警視庁主催の「セーフティドライバークンテスト」。平成17年度は参加者が大幅に増加したものの、達成率では昨年の66%を下回り、50%の40組が達成する結果となりました。

達成者:40組200名(反者349名)

- 支店:品川第一支部、品川第二支部、品川第三支部、杉並支部、世田谷第一支部、世田谷第二支部、台東支部、都心支部、中野支部、練馬支部、文京第一支部、武三支部、新東京支部、南多摩支部、日個連東京都営業協同組合城北支部、新中野支部、東京新足立個人タクシースター組合、東京個人タクシースター組合、葛飾第一支部、葛飾第二支部、葛飾第一支部、葛飾第二支部、北支部、北第二協同組合、北区個人タクシースター協同組合
- 支店:品川第一支部、品川第二支部、品川第三支部、杉並支部、世田谷第一支部、世田谷第二支部、台東支部、都心支部、中野支部、練馬支部、文京第一支部、武三支部、新東京支部、南多摩支部、日個連東京都営業協同組合城北支部、新中野支部、東京新足立個人タクシースター組合、東京個人タクシースター組合、葛飾第一支部、葛飾第二支部、葛飾第一支部、葛飾第二支部、北支部、北第二協同組合、北区個人タクシースター協同組合
- 支店:品川第一支部、品川第二支部、品川第三支部、杉並支部、世田谷第一支部、世田谷第二支部、台東支部、都心支部、中野支部、練馬支部、文京第一支部、武三支部、新東京支部、南多摩支部、日個連東京都営業協同組合城北支部、新中野支部、東京新足立個人タクシースター組合、東京個人タクシースター組合、葛飾第一支部、葛飾第二支部、葛飾第一支部、葛飾第二支部、北支部、北第二協同組合、北区個人タクシースター協同組合
- 支店:品川第一支部、品川第二支部、品川第三支部、杉並支部、世田谷第一支部、世田谷第二支部、台東支部、都心支部、中野支部、練馬支部、文京第一支部、武三支部、新東京支部、南多摩支部、日個連東京都営業協同組合城北支部、新中野支部、東京新足立個人タクシースター組合、東京個人タクシースター組合、葛飾第一支部、葛飾第二支部、葛飾第一支部、葛飾第二支部、北支部、北第二協同組合、北区個人タクシースター協同組合
- 支店:品川第一支部、品川第二支部、品川第三支部、杉並支部、世田谷第一支部、世田谷第二支部、台東支部、都心支部、中野支部、練馬支部、文京第一支部、武三支部、新東京支部、南多摩支部、日個連東京都営業協同組合城北支部、新中野支部、東京新足立個人タクシースター組合、東京個人タクシースター組合、葛飾第一支部、葛飾第二支部、葛飾第一支部、葛飾第二支部、北支部、北第二協同組合、北区個人タクシースター協同組合



平成18年春の黄綬褒章

受章までの道のりを支えた「誇り」と「感謝の心」

5月17日、国土交通省で平成18年春の黄綬褒章伝達式が行われました。個人タクシー事業者からは全国で3名が受章。東京からは東京都個人タクシー協同組合文京第二支部の永倉國三郎さん、東京個人タクシー連合会・東部個人タクシー事業協同組合の中村丈夫さんが長年の仕事ぶりを評価され、受章されました。お二人の喜びの声を紹介します。

「かたつむり」ののれんとともに30年

永倉國三郎さん（77歳）

法人タクシーとして23年余、個人タクシーとして30年10ヵ月、この道一筋に53年10ヵ月。昭和48年警視庁交通部長より特別優良章ならびに感謝状、平成

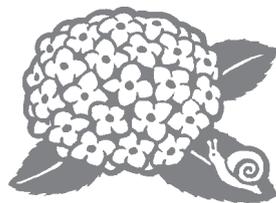


「53年間がんばれたのは、女房のおかげ」と語る永倉國三郎さんと奥様

6年運輸大臣より表彰状、同年財団法人東京タクシー近代化センター会長より20年無事故無違反の模範運転者として表彰状。

永倉國三郎さん談「諸官庁・省庁ならびに東京都個人タクシー協同組合本部役員・支部事務職員の皆様のお力添えをいただき、黄綬褒章をいただくことになりました。ひとえに皆様のご支援のたまものと感謝申し上げます。一層精進し、いささかなりともご厚情に報いるべく、微力を尽くしてまいりたいと存じます。

「かたつむり」ののれんを汚さず、誇りを持って、一心に仕事に従事してきました。お客様があつてこそ、私どもの生活が成り立っていることに感謝し、丁寧な接客を心がけてきました。こうして53年の間がんばれたのは、雨の日も雪の日も、朝夕の見回りをし、影に日向に私



を支えてくれた女房のおかげだと思つています」

奥様談「ただただ事故がないようにと、安全運転を願つておりました。皆様のご支援あつてこそ本日があつたと感謝しております。ありがとうございます」

誠実一筋に「乗って安心個人タクシー」を実践

中村丈夫さん（73歳）



中村丈夫さんと奥様。お客様のために、夫婦そろって奔走したこと

法人タクシーとして17年3ヵ月、個人タクシーとして35年1ヵ月、この道一筋に52年4ヵ月。昭和53年警視庁交通部長より特別優良章ならびに感謝状。平成元年運輸大臣より表彰状。平成4年財団法人東京タクシー近代化センター会長より30年無事故無違反の模範運転者として表彰状。

中村丈夫さん談「このような光栄な章をいただき、感激いたしております。これもすべて多くの先輩諸氏はじめ組合の皆様からのご指導、お引き立てがあつてこそと、心より感謝申し上げます。本日の晴れの日に際し思い出すのは、あるお客様のことで。10数年前にお乗せしたそのお客様も、本日のような盛大な表彰式に出席し、感極まり意気高揚としておられました。そのためか、大事な消防団の制帽を車内に残したまま下車してしまつたのです。『秋田に帰る』と聞いていたので、急いで連絡を取り女房と連携しながら列車に間に合うように上野駅まで届けたことがありません。無事にお客様の手に制帽が戻り、たいへん喜んでいただきました」

奥様談「お客様を愛し大切にしてきた主人は、お客様からも愛され、また大勢の皆様が目に見えないご支援をたまわりました。ありがとうございます」

4月末特別街頭指導実施結果報告

31団体43名の事業者を指導

実施日時

平成18年4月25日（火）

26日（水）

午後10時から翌午前1時

（最初の1時間は私服で調査）

指導場所

25日

銀座・新橋・神田・上野地区

26日

銀座・新橋・赤坂・八重洲地区

計40名の委員・推進指導員と赤坂警察署、愛宕警察署、上野警察署が連携して指導に当り、31団体43名の事業者が不適正、又は不適正と思われる待機として現認されました。これら事業者には、所属団团长を通じて適正化指導及び指導報告書提出を要求。また、指導の際の暴言も多く報告されています。暴言事業者には指導をし、この様な行為をしない旨の誓約書の提出を求めました。

タクシーセンター

平成18年6月の街頭指導計画

重点指導地区

- 1 六本木周辺における乗り場周辺の交通安全業務及び違法行為の防止指導
- 2 渋谷駅周辺における違法行為の防止指導及び乗り場周辺の交通安全業務

準重点指導地区

- 1 銀座地区における違法行為の防止指導及び乗り場周辺の交通安全業務
- 2 池袋駅周辺における違法行為の防止指導及び乗り場周辺の交通安全業務



平成18年6月1日から

駐車違反の取締りが変わります

1 車両の所有者などを対象とした 放置違反金の制度が導入されます。

放置駐車違反の車両について、運転者が反則金を納付しない場合には、その車両の所有者などに対して、放置違反金（反則金と同額）の納付が命ぜられます。さらに、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者は、一定期間、車両の使用が制限されます（普通自動車の使用制限期間は2ヵ月の範囲内）。

放置違反金の額（普通自動車）

放置駐車違反	駐停車禁止場所等	18,000円
	駐車禁止場所等	15,000円
駐停車違反	駐車禁止場所等	10,000円

車両使用制限命令を受けることとなる前歴

前歴の回数 ※1	納付命令の回数 ※2
なし	3回
1回	2回
2回以上	1回

※1 過去1年以内に使用制限命令を受けた回数 ※2 過去6ヵ月以内

2 都内では、12区43署で民間委託が行われます。

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、渋谷区、豊島区、江戸川区の各警察署において、確認事務の民間委託が行われます。

3 警察官以外に、民間の駐車監視員も 放置駐車違反の確認を行います。

12区43署では、警察官以外に民間の駐車監視員も巡回し、放置駐

平成16年6月9日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）のうち、違法駐車対策関係の改正では、放置車両使用者責任の拡充、放置駐車取締り関係事務の民間委託、その他違法駐車対策の推進を図るための規定が整備されました。

車違反の車両を確認した場合は、その車両に確認標章を取り付けます。

警察署長は、地域住民の意見・要望等を踏まえ、駐車監視員が重点的に活動する場所・時間帯等を定めた「駐車監視員活動ガイドライン」を策定し、公表します。

4 悪質・危険、迷惑な違反を重点に、 短時間の放置駐車も取り締まります。

短時間の駐車でも、それが繰り返し行われれば、安全で円滑な交通が妨げられるだけでなく、事故の原因にもなります。駐車時間の長短にかかわらず、放置駐車違反の車両については確認標章を取り付けます。

5 放置違反金を納付しないと、 車検が受けられなくなります。

放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となります。

また、放置違反金が納付されなければ、車検の手続きを完了することができなくなります。車検時に、放置違反金を納付したこと、または徴収されたことを証する書面を提示しなければ、自動車検査証の返付を受けることができません。

平成17年度 苦情・要望等集計報告
結果を受け止め、日々の業務を再確認

平成17年度は、申告・匿名事案を含めて合計294件の苦情・要望等がお客様から寄せられました。前年度の合計数は235件で、約25%増の結果となっております。苦情で一番多く寄せられたのは事業者の接客態度不良で、苦情全体の約半数弱を占める結果です。その中でも事業者の言葉使用による苦情が突出していました。また、苦情対象事業者の年齢構成では、高齢事業者の比率が高くなっているのが特徴です。

【苦情対象事業者の年齢構成】

事業者数	件数	比率
40歳未満	242人	1人 0.413%
40～49歳	1,569人	19人 1.211%
50～59歳	6,906人	90人 1.303%
60～69歳	6,784人	112人 1.650%
70歳以上	3,069人	67人 2.183%
不明		16件

訃報

ご冥福をお祈り申し上げます

*3月(追加)

氏名 修理英彰さん 所属団体 (都営協) 享年 70歳 病名 肺炎

氏名 鈴木将夫さん 所属団体 (豊島区) 享年 68歳 病名 肺がん
 有川 進さん (江戸川) 享年 69歳 病名 食道がん
 神子 三郎さん (東個協) 享年 65歳 病名 脳梗塞
 橋本 創さん (都営協) 享年 50歳 病名 胃がん
 福田 証治さん (東個協) 享年 71歳 病名 脳出血
 小出 正彦さん (事業団) 享年 59歳 病名 心臓病
 堀口 清さん (個団連) 享年 67歳 病名 大腸がん
 赤城 吉之助さん (東個協) 享年 70歳 病名 多臓器不全
 岡村 幸雄さん (東個協) 享年 72歳 病名 心臓発作

訂正 前号の「訃報」欄の病名と所属団体が前後してお詫びして訂正いたします。

平成17年度苦情・要望等集計報告書

(平成17年5月1日～平成18年4月30日)

受付総合計	294	件
前年同期	235	件

内容別	申告事案	匿名事案
接客態度不良	66件	45件
セクハラ	0件	1件
福祉・障害者関係	9件	1件
地理不案内	6件	7件
言葉使い	41件	30件
領収書トラブル	2件	0件
荷物積み卸しトラブル	1件	0件
その他	7件	6件
料金トラブル	11件	3件
釣り銭トラブル	8件	4件
迂回運転	14件	3件
運転操作不適切	2件	2件
乱暴運転・危険運転	17件	9件
運転マナー	6件	11件
目的地違い	8件	4件
車内異臭・車内清掃不良	1件	1件
高齢によるもの	0件	2件
運送の引受けの拒絶	9件	0件
客選び行為	1件	0件
メーター操作不適切	3件	1件
ドア開閉不注意	3件	1件
その他	7件	3件

○後部座席が濡れていた。 ○待機車両とのトラブル(2件) ○高速道路強要 ○痴呆症 ○団体対応不適切
 ○タクシー乗り場での客待ち待機トラブル ○事業者体調不良 ○当て逃げ ○迷惑駐車25台

要望	5件	0件
感謝	2件	6件
指導通報	特定者 33件	特定不能 3件

合計	196件	98件
前年同期	160件	75件